

令和 8 年 1 0 月 定例議会

全 員 協 議 会 資 料

令和 8 年 1 0 月 2 0 日開催

目 次

(頁)

1. 提出案件数一覧表	3
2. 提出議案一覧表	4
3. 条例案件	5
4. 補正予算	1 5

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	7 (一部改正 7)
2 補正予算	7 (一般会計 1、特別会計 4、企業会計 2)
計	1 4

令和 8 年 1 0 月 定例議会 提出議案一覧表

令和 8 年 1 0 月 2 7 日

第 101 号議案	犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第 102 号議案	犬山市財政状況の公表に関する条例の一部改正について
第 103 号議案	犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例及び犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 104 号議案	犬山市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第 105 号議案	犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第 106 号議案	犬山市下水道条例の一部改正について
第 107 号議案	犬山市火災予防条例の一部改正について
第 108 号議案	令和 8 年度犬山市一般会計補正予算（第 7 号）
第 109 号議案	令和 8 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 110 号議案	令和 8 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 4 号）
第 111 号議案	令和 8 年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第 3 号）
第 112 号議案	令和 8 年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 113 号議案	令和 8 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 4 号）
第 114 号議案	令和 8 年度犬山市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

《一部改正》

- 犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
(第101号議案)

【趣旨】

国の省令(※)の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)

【内容】

引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市財政状況の公表に関する条例の一部改正について（第102号議案）

【趣旨】

国の法律（※）に基づき実施している財政状況の公表について、同法の改正に合わせその回数を変更するため条例の一部を改正するもの。

※ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

【内容】

財政状況の公表の時期及び内容に係る規定を次のとおり変更する。

変更前

毎年6月及び12月

<6月公表>

財政の動向、市長の財政方針、

前年10月1日から3月31日までの

↓

①収入及び支出の概況、②住民の負担の状況、

③公営事業の経理の概況、④財産、公債及び一時借入金の現在高

<12月公表>

前年度の決算の状況、4月1日から9月30日までの①～④

変更後

毎年12月

<12月公表>

財政の動向、市長の財政方針、前年度の決算の状況

前年10月1日から9月30日までの①～④

※ 財政状況の公表は、市役所本庁舎及び出張所前の各掲示板での告示、市ホームページへの掲載、担当課窓口での閲覧により行っている。

予算及び決算に関する情報については、この公表以外でも別途市ホームページや広報で公表している。

【経緯・理由】

各地方公共団体が財政状況の公表以外にも様々な財政関係の情報を公開している現状を考慮し、職員の事務負担軽減の観点から、地方自治法の規定により条例で定めるとされる公表が「毎年2回以上」から「毎会計年度少なくとも1回以上」に緩和される（令和9年4月1日施行）。

犬山市においてもこの公表以外に予算や決算に関する財政状況を公表していることから、地方自治法の改正に合わせ改正するもの。

（次ページにつづく）

【施行日】

令和9年4月1日

《一部改正》

- 犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例及び犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について（第103号議案）

【趣旨】

育英事業に係る理事会を廃止するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

犬山市相馬育英事業基金及び犬山市岡部育英事業基金を財源とした育英事業による奨学金の支給対象者（以下「奨学生」という。）の審査機関である犬山市相馬育英事業理事会及び犬山市岡部育英事業理事会を廃止する。

《育英事業基金》

犬山市相馬育英事業基金：犬山専正寺町出身で明治製菓の創始者でもある相馬半治氏からの犬山の教育振興を目的とした寄附により設置

犬山市岡部育英事業基金：第2代犬山市長である岡部益衛氏からの教育振興を目的とした寄附により設置

【経緯・理由】

これまで、育英事業による奨学生の決定は、犬山市立中学校の校長から推薦された在学中の中学生について、市長の附属機関である育英事業理事会の理事を委嘱し、年1回育英事業理事会を開催して審査を行ってきた。

理事会設置に伴う理事の選任、開催準備等の事務負担の軽減を図るため、令和7年度の理事会において、審査機関を教育委員会へ移管することを提案したところ、理事からの承認を得たため、理事会を廃止し、関連規則の整備を併せて行う。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（第104号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

【内容】

①業務状況説明書類の提出回数の変更

地方公営企業（水道事業）の業務の状況を説明する書類の市長への提出について、当該書類の提出期日及び内容に係る規定を次のとおり変更する。

変更前 毎事業年度11月30日まで（上半期分に前年度決算状況等を併せて記載）

↓

毎事業年度5月31日まで（下半期分に当該年度予算概要及び事業の経営方針等を併せて記載）

変更後 毎事業年度11月30日まで（前年度決算状況、当該年度予算概要及び事業の経営方針等を併せて記載）

※ 年間の決算値に加えて、これまで同様に半期ごとの数値も併せて報告し、報告内容をこれまでと変えないことで、市民の知る権利に配慮する。

②給水人口等の変更

国の認可事業である犬山市上水道事業において、令和6年8月の浄水場設備設置（活性炭処理）の届出書に記載した給水人口及び1日最大給水量との整合を図るため、条例に記載された数値を次のとおり変更する。

	変更前	変更後
給水人口	79,300人	70,760人
1日最大給水量	36,200m ³	32,153m ³

※ 自己水源を含む各水道施設からの配水計画はこれまでと変わらず、市民及び水道事業の経営への影響はない。

（次ページにつづく）

【経緯・理由】

①地方自治法が改正され、市の財政状況の公表が「毎年2回以上」から「毎会計年度少なくとも1回以上」となることに合わせて地方公営企業法が改正され、公表に先立って行われる地方公営企業から市長部局への業務状況の報告も「毎事業年度少なくとも2回以上」から「毎事業年度少なくとも1回以上」に緩和されることによるもの（令和9年4月1日施行）。

②水道事業の規模を示すものとして、事業認可の数値を条例に記載している。改正前の数値は平成16年3月の認可値であり、それ以降認可変更をする機会はなかったが、活性炭処理装置設置に伴い、令和6年8月に提出した「変更認可を要しない軽微な変更の届出」に記載した給水人口等と条例上の数値との整合を図るもの。

【施行日】

①令和9年4月1日

②公布の日

《一部改正》

○ 犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（第 105 号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）

【内容】

①業務状況説明書類の作成回数の変更

地方公営企業（下水道事業）の業務の状況を説明する書類の作成について、当該書類の作成の時期及び内容に係る規定を次のとおり変更する。

変更前 毎事業年度 11 月 30 日まで（上半期分に前年度決算状況等を併せて記載）

↓ 毎事業年度 5 月 31 日まで（下半期分に当該年度予算概要及び事業の経営方針等を併せて記載）

変更後 毎事業年度 11 月 30 日まで（前年度決算状況、当該年度予算概要及び事業の経営方針等を併せて記載）

※ 年間の決算値に加えて、これまで同様に半期ごとの数値も併せて作成し、作成内容をこれまでと変えないことで、市民の知る権利に配慮する。

②処理区域面積等の変更

令和 7 年度に実施した犬山市下水道事業全体計画の変更に伴い、条例に記載された処理区域面積、処理人口及び 1 日最大汚水量を変更後の計画値のとおり変更する。

	処理区域面積	処理人口	1 日最大汚水量
五条川左岸処理区	1, 287 ha ↓ 990.6 ha	51, 170 人 ↓ 34, 400 人	31, 446 m ³ ↓ 21, 568 m³
五条川右岸処理区	258 ha (変更なし)	12, 450 人 ↓ 9, 500 人	7, 911 m ³ ↓ 4, 131 m³

(次ページにつづく)

※ 処理区域面積の変更について、面積を縮小した箇所は現在の供用区域以外の区域のため、下水道使用者及び下水道事業の経営への影響はない。

【経緯・理由】

- ①水道事業の設置等に関する条例の一部改正の【経緯・理由】①（１０ページ）と同様。
- ②犬山市下水道事業全体計画における各数値と条例上の数値との整合を図るもの。

【施行日】

- ①令和９年４月１日
- ②公布の日

《一部改正》

○ 犬山市下水道条例の一部改正について（第 106 号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

【内容】

引用する条文に号ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

下水道法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 65 号）の施行の日

《一部改正》

○ 犬山市火災予防条例の一部改正について（第１０７号議案）

【趣旨】

国からの通知（※）に基づき、条例の一部を改正するもの。

※ 令和８年７月３日付け消防予第２７８号消防庁次長通知

【内容】

焼肉店等で油脂を含む蒸気を発生させる恐れのある火気器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等（以下「上引き排気ダクト等」という。）に油脂等が付着しないよう、上引き排気ダクト等の適切な管理を義務付ける規定を新たに設ける。

【経緯・理由】

上引き排気ダクト等に付着した油脂等への引火に起因する火災が、全国各地で発生しており、その対策を行うことが必要とされている。

【効果】

火災予防対策として、条例で上引き排気ダクト等の適切な管理の実施を義務付けることで、火災発生リスクの低減に資する。

【施行日】

令和９年４月１日



※ 上引き排気ダクトイメージ写真

令和8年10月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
一般会計		31,390,978	32,445,751	498,393	32,944,144
特別会計	国民健康保険特別会計	5,736,002	5,898,323	452,732	6,351,055
	犬山城会費特別会計	512,849	621,849	0	621,849
	木曽川うかい事業費特別会計	66,852	57,753	238	57,991
	介護保険特別会計	5,761,165	5,815,706	88,064	5,903,770
	後期高齢者医療特別会計	1,981,884	2,043,551		2,043,551
	小計	14,058,752	14,437,182	541,034	14,978,216
企業会計	水道事業会計	1,815,980	1,821,262	△ 154	1,821,108
	下水道事業会計	4,164,232	4,157,257	1,291	4,158,548
	小計	5,980,212	5,978,519	1,137	5,979,656
合計		51,429,942	52,861,452	1,040,564	53,902,016

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

経営部・消防本部

歳入

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	経営改善課	18	01	01	02	寄附金	寄附金	ふるさと犬山応援寄附金	ふるさと犬山応援寄附金の実績見込みによる増額	500,000	50,000
		19	02	01	01	繰入金	基金繰入金	財政調整基金繰入金	財源調整	1,365,108	229,652
		22	01	07	03	市債	市債	山の田公園野球場夜間照明LED化改修事業債	事業に対する充当財源の変動に伴う増額	6,300	2,500
	総務課	19	01	04	01	繰入金	特別会計繰入金	水道事業会計繰入金	人件費の変更に伴う繰入金の増額	3,684	8
		19	01	05	01	繰入金	特別会計繰入金	下水道事業会計繰入金		3,080	9
	消防総務課	15	02	07	01	国庫支出金	国庫補助金	消防団設備整備費国庫補助金	事業費の33%を補填	0	178

ふくし部・子ども健康部・教育部

歳入

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	障害者支援課	15	01	01	01	国庫支出金	国庫負担金	障害者自立支援給付費国庫負担金	執行見込みによる増減	706,500	64,825
		15	01	01	02	国庫支出金	国庫負担金	障害児入所給付費等国庫負担金		363,350	60,050
		16	01	01	01	県支出金	県負担金	障害者自立支援給付費県負担金		353,250	32,412
		16	01	01	02	県支出金	県負担金	障害児入所給付費等県負担金		181,675	30,025
	保険年金課	16	02	02	02	県支出金	県補助金	障害者医療費県補助金		71,886	8,097
		16	02	02	02	県支出金	県補助金	子ども医療費県補助金		72,212	△ 6,441
		16	02	02	02	県支出金	県補助金	精神障害者医療費県補助金		17,680	3,549
		16	02	02	02	県支出金	県補助金	後期高齢者福祉医療費県補助金		79,836	2,731
	健康推進課	18	01	04	02	寄附金	寄附金	保健衛生費寄附金		0	728
	子ども未来課	18	01	03	02	寄附金	寄附金	児童福祉費寄附金		0	100
	スポーツ交流課	21	05	02	11	諸収入	雑入	スポーツ振興くじ助成金	執行見込みによる減額	15,000	△ 2,827
国民健康保険特別会計	保険年金課	04	01	01	01	県支出金	県負担金・補助金	保険給付費等交付金（普通交付金）	執行見込みによる増額	3,851,242	452,732
介護保険特別会計	高齢者支援課	03	01	01	01	国庫支出金	国庫負担金	現年度分	執行見込みによる増額	981,429	6,400
		03	02	01	01	国庫支出金	国庫補助金	現年度分調整交付金		208,594	2,985
		03	02	02	01	国庫支出金	国庫補助金	現年度分		40,726	9,400

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
介護保険特別会計	高齢者支援課	03	02	06	01	国庫支出金	国庫補助金	介護保険事業費補助金	事業費の５０％を補填	4,405	4,532
		04	01	01	01	支払基金交付金	支払基金交付金	現年度分	執行見込みによる増額	1,434,200	8,640
		04	01	02	01	支払基金交付金	支払基金交付金	現年度分		55,760	12,690
		05	01	01	01	県支出金	県負担金	現年度分		744,923	4,000
		05	03	01	01	県支出金	県補助金	現年度分		25,454	5,875
		07	01	01	01	繰入金	一般会計繰入金	現年度分		663,982	4,000
		07	01	02	01	繰入金	一般会計繰入金	現年度分		156,469	5,875
		07	01	03	01	繰入金	一般会計繰入金	事務費繰入金	事業費の５０％を補填	48,527	4,532
		07	02	01	01	繰入金	基金繰入金	介護保険事業給付費基金繰入金	執行見込みによる増額	120,838	19,135

都市整備部・経済環境部

歳入

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	土木管理課	16	02	06	01	県支出金	県補助金	元気な愛知の市町村づくり県補助金	事業費の５０％を補填	0	1,464
	産業課	16	02	04	01	県支出金	県補助金	麦類生産技術向上事業費県補助金	事業費の１００％を補填	0	563
		16	02	05	01	県支出金	県補助金	首都圏人材確保支援事業費県補助金	事業費の７５％を補填	0	450
	観光課	15	02	06	01	国庫支出金	国庫補助金	オーバーツーリズムの未然防止・抑制による観光推進事業補助金	対象事業費の６６％を補填	0	23,718
		16	02	05	02	県支出金	県補助金	観光施設費等県補助金	国庫補助の採択に伴う減額	1,687	△ 1,687
		19	02	13	01	繰入金	基金繰入金	観光事業振興基金繰入金	国庫補助の採択に伴う減額	3,410	△ 1,711
木曽川うかい事業費特別会計	観光課	01	01	01	01	繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	事業費の１００％を補填	47,692	238

経営部・市民部・消防本部

歳出

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	経営改善課	02	01	13	総務費	総務管理費	ふるさと納税推進費	ふるさと納税推進	ふるさと犬山応援寄附金の執行見込みによる増額	234,244	21,204	0	21,204
								ふるさと犬山応援基金積立金		500,000	50,000	50,000	0
		13	01	01	予備費	予備費	予備費	予備費	充用した予備費の補填	60,000	25,000	25,000	0
	地域協働課	02	01	08	総務費	総務管理費	地域活動推進費	余坂木戸口まちづくり拠点施設管理	最低賃金の改正に伴う施設管理委託料の増額	6,058	94	0	94
								旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設管理		5,102	76	0	76
								市民交流センター管理	執行見込みによる修繕料等の増額	138,074	1,958	0	1,958
								楽田ふれあいセンター管理	最低賃金の改正に伴う施設管理委託料の増額	26,073	200	0	200
								犬山西ふれあいセンター管理		4,962	99	0	99
								東ふれあいセンター管理		4,227	444	0	444
								するすみ交流センター管理		5,144	75	0	75
	防災交通課	02	01	11	総務費	総務管理費	交通防犯対策費	地域公共交通	不執行に伴う自動車借上料の減額	176,245	△ 103	0	△ 103
	消防総務課	08	01	03	消防費	消防費	消防施設費	消防庁舎等営繕	消防署南出張所の給湯器取替修繕経費の計上	1,993	280	0	280

※ 人件費のみの補正と財源更正のみの補正は、本表に記載していない。

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	障害者支援課	03	01	02	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者地域生活支援	執行見込みによる障害者基幹相談支援センター運営業務委託料の減額	84,746	△ 1,331	0	△ 1,331
								障害者自立支援給付	執行見込みによる放課後等デイサービス給付費等の増額	2,165,751	249,750	187,312	62,438
		03	01	07	民生費	社会福祉費	心身障害者福祉施設費	障害者福祉施設管理	執行見込みによる修繕料の増額	17,922	80	0	80
	高齢者支援課	03	01	03	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出金	システム改修及び介護サービス事業費等の増額に伴う繰出金の増額	913,288	14,407	0	14,407
	保険年金課	03	01	06	民生費	社会福祉費	福祉医療助成費	障害者医療助成	執行見込みによる障害者医療費の増額	143,773	16,193	8,097	8,096
								子ども医療助成	執行見込みによる子ども医療費の増額	399,494	15,502	△ 6,441	21,943
								精神障害者医療助成	執行見込みによる精神障害者医療費の増額	91,056	8,678	3,549	5,129
								後期高齢者福祉医療助成	執行見込みによる執行見込みによる後期高齢者福祉医療費の増額	176,605	6,714	2,731	3,983
	健康推進課	04	01	02	衛生費	保健衛生費	健康づくり推進費	健康づくり推進	寄附による健康増進事業用備品等の購入経費の計上	2,429	131	131	0
		04	01	03	衛生費	保健衛生費	母子健康づくり推進費	母子健康づくり	寄附による乳児用備品等の購入経費の計上	25,141	597	597	0
		04	01	04	衛生費	保健衛生費	保健予防費	がん検診	前年度事業費の確定に伴う精算	147,866	50	0	50

ふくし部・子ども健康部・教育部

歳出

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	子育て支援課	03	02	01	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子ども・子育て支援推進	子ども子育て会議の開催数増加に伴う経費の計上	381	128	0	128
	子ども未来課	03	02	02	民生費	児童福祉費	保育所費	民間保育所運営補助	執行見込みによる民間保育所運営費補助金の増額	89,102	27,494	0	27,494
		03	02	04	民生費	児童福祉費	こすもす園費	こすもす園管理	寄附による幼児運動用備品の購入経費の計上	5,682	100	100	0
	学校教育課	09	03	01	教育費	中学校費	学校管理費	中学校管理	漏水に伴う水道料金等の増額	97,994	3,795	0	3,795
国民健康保険特別会計	保険年金課	02	01	01	保険給付費	療養諸費	療養給付費	療養給付	執行見込みによる療養給付費の増額	3,368,812	321,475	321,475	0
	保険年金課	02	01	02	保険給付費	療養諸費	療養費	療養	執行見込みによる療養費の増額	31,313	3,562	3,562	0
	保険年金課	02	02	01	保険給付費	高額療養費	高額療養費	高額療養	執行見込みによる高額療養費の増額	446,248	127,695	127,695	0
犬山城費特別会計	歴史まちづくり課	02	01	01	予備費	予備費	予備費	予備費	人件費の変更に伴う予備費の増額	100,827	463	0	463
介護保険特別会計	高齢者支援課	01	01	01	総務費	総務管理費	一般管理費	一般管理	介護保険システムのデータ連携機能等整備に係る改修費の計上	14,898	9,064	9,064	0
		02	03	01	保険給付費	高額介護サービス等費	高額介護サービス等費	高額介護サービス等費	執行見込みによる高額介護サービス費の増額	130,802	32,000	32,000	0
介護保険特別会計	高齢者支援課	04	01	01	地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	介護予防・生活支援サービス	執行見込みによる介護予防・生活支援サービス費の増額	178,723	47,000	47,000	0

※ 人件費のみの補正は、本表に記載していない。

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	土木管理課	07	01	01	土木費	土木管理費	土木総務費	土木管理事務	執行見込みによる測量登記委託料の増額	43,605	1,936	0	1,936
	下水道課	05	01	04	農林業費	農業費	土地改良費	下水道事業会計繰出金	人件費の変更に伴う繰出金の増額	53,882	146	0	146
		07	04	07	土木費	都市計画費	公共下水道費	下水道事業会計繰出金		825,657	1,145	0	1,145
	環境課	04	03	02	衛生費	清掃費	ごみ処理費	廃棄物処理	令和9年度用の家庭系可燃ごみ指定袋作成経費の計上	460,929	24,970	0	24,970
	産業課	05	01	03	農林業費	農業費	農業振興費	農業振興	県補助金の決定に伴う麦類生産技術向上事業費補助金の計上	15,472	563	563	0
		06	01	03	商工費	商工費	労働諸費	労働者支援事務	対象者からの交付申請に伴う就労移住支援金の計上	5,487	600	450	150
	観光課	06	02	01	商工費	観光費	観光費	木曽川うかい事業費特別会計繰出金	鵜匠業務に係る資格取得経費の計上に伴う繰出金の増額	47,692	238	0	238
木曽川うかい事業費特別会計	観光課	01	01	01	鵜飼事業費	運営費	維持管理費	一般管理	鵜匠業務に係る資格取得経費の計上	36,363	238	238	0

※ 人件費のみの補正と財源更正のみの補正は、本表に記載していない。

◎一般会計補正予算等に計上した主な事業

ふくし部 障害者支援課

《一般会計》				
○ 障害福祉サービス等給付事業（障害者自立支援給付）				
補正予算要求額 249,750千円				
【補正理由】				
障害福祉サービス等給付事業は、国の制度として実施している。障害福祉サービス等給付費を令和8年8月までの実績から年間経費を算定すると、令和8年6月に報酬改定が行われたことやサービスの利用者・利用日数の増加などにより生活介護、就労継続支援B型給付費、児童発達支援給付費、放課後等デイサービス等が増加しており、当初見込みより不足するため扶助費を補正する。				
【内容】				
サービス種別	項目	R8年度 当初見込み	R8年度 執行見込み	増減
居宅介護	利用量(時間)	16,071	17,122	1,051
重度訪問介護	利用量(時間)	10,751	13,258	2,507
生活介護	利用量(日数)	33,161	34,580	1,419
施設入所支援	利用量(日数)	23,158	24,936	1,778
自立訓練（生活訓練）	利用量(日数)	270	1,266	996
就労移行支援	利用量(日数)	4,932	6,023	1,091
就労継続支援A型	利用量(日数)	15,929	15,046	△ 883
就労継続支援B型	利用量(日数)	40,445	43,364	2,919
身体障害児補装具	件	85	127	42
身体障害者補装具	件	23	34	11
児童発達支援	利用量(日数)	16,620	18,992	2,372
放課後等デイサービス	利用量(日数)	40,289	44,996	4,707
実績ベースで積算				
【その他】				
障害児のサービスに関しては、発達障害への理解が広がり、早期の診断等によりサービスを受けられるようになってきていることが増加要因の一つと考えられる。				
(次ページにつづく)				

【概略スケジュール】

愛知県国民健康保険団体連合会からの請求により、サービス費用の公費負担分を支払う。

【要求額の積算内容】

＜歳出＞ 3 款 1 項 2 目

19 節 扶助費

単位（千円）

サービス種別	R8 年度 当初予算	R8 年度 執行見込み	増減
居宅介護	94,200	110,700	16,500
重度訪問介護	47,600	54,200	6,600
生活介護	375,300	400,300	25,000
施設入所支援	100,200	111,200	11,000
自立訓練（生活訓練）	3,100	11,800	8,700
就労移行支援	56,600	75,300	18,700
就労継続支援 A 型	141,700	147,300	5,600
就労継続支援 B 型	325,500	350,800	25,300
身体障害者補装具	10,000	17,210	7,210
身体障害児補装具	5,800	10,840	5,040
児童発達支援	259,000	293,600	34,600
放課後等デイサービス	439,300	524,800	85,500
合計	1,858,300	2,108,050	249,750

＜歳入＞

187,312 千円

○障害者自立支援給付費負担金

97,237 千円

単位（千円）

	対象事業費	負担割合	負担額
1 5 款 1 項 1 目 1 節 国庫負担金（1/2）	129,650	1/2	64,825
1 6 款 1 項 1 目 1 節 県費負担金（1/4）	129,650	1/4	32,412

○障害児入所給付費等負担金

90,075 千円

単位（千円）

	対象事業費	負担割合	負担額
1 5 款 1 項 1 目 2 節 国庫負担金（1/2）	120,100	1/2	60,050
1 6 款 1 項 1 目 2 節 県費負担金（1/4）	120,100	1/4	30,025

《一般会計》

- 福祉医療助成事業（障害者医療、子ども医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療）

補正予算要求額 47,087千円

【補正理由】

福祉医療制度は、経済的な負担を軽くし安心して必要な医療を受けられるようにすることで健康の保持や福祉の向上を図ることを目的に、子どもや障がいのある方などの医療費の自己負担分を助成する制度である。

令和8年度の福祉医療扶助費の決算見込額を計算した結果、決算見込額が当初予算額を上回ることから補正する。

決算見込額が当初予算額を上回る原因は、障害者医療、後期高齢者福祉医療が受診件数、受診1件当たりの支給金額ともに増加、精神障害者医療が受診件数の増加、子ども医療が受給者数の減少により受診件数は減少しているものの受診1件当たりの支給金額が増加していることに起因するものである。

なお、福祉医療費は月や年度により支給額にばらつきがあり、年度を通して支給額を見込むことが非常に困難であるため、令和8年4月～7月（2月～5月診療分）の支給額の平均値を用いて決算見込額を算出している。

【内容】

各福祉医療の令和8年4月から7月までの支給実績は、以下のとおり。

- ・ 障害者医療 約53,633千円（前年度比 7.4%増）
- ・ 精神障害者医療 約33,297千円（前年度比 7.5%増）
- ・ 後期高齢者福祉医療 約61,581千円（前年度比10.4%増）
- ・ 子ども医療 約138,359千円（前年度比 8.5%減）

子ども医療を除く3つの福祉医療では、前年度比7～10%増といずれも増加しており、決算見込額が当初予算額を上回る。

子ども医療については前年度比8.5%減だが、令和8年4月～7月の支給額の平均値を用いて計算した決算見込額は前年度比2.2%増となり、決算見込額が当初予算額を上回る。

【効果】

各福祉医療の扶助費の予算不足を解消する。

（次ページにつづく）

【概略スケジュール】

毎月の支払予定

- ・毎月中旬 愛知県国民健康保険団体連合会、医療機関への支払い
- ・毎月下旬 福祉医療受給者からの申請による支払い

【要求額の積算内容】

<歳出> 47,087千円

3款1項6目 福祉医療助成費 扶助費

障害者医療 16,193千円

子ども医療 15,502千円

精神障害者医療 8,678千円

後期高齢者福祉医療 6,714千円

<歳入> 7,936千円

16款2項2目 民生費県補助金

障害者医療費県補助金 8,097千円

子ども医療費県補助金 △6,441千円

精神障害者医療費県補助金 3,549千円

後期高齢者福祉医療費県補助金 2,731千円

《一般会計》

○ 保健事業用備品購入（健康づくり推進、母子健康づくり）

補正予算要求額 728千円

【補正理由】

下記の寄附金による備品等購入のための補正予算を計上する。

- ①明治安田生命保険相互会社が令和2年度より展開している「地元の元気プロジェクト」の一環である「私の地元応援募金」より、従業員からの募金に会社の寄附を上乗せし、地域の住民の健康増進に役立てるため578,894円の寄附があった。
- ②今年度還暦を迎える犬山中学校卒業生による丁亥犬山午未会（ていがいいぬやまうまひつじかい）より、出生年と同じ丙午に当たる令和8年生まれの乳幼児に対する事業に役立てるため150,000円の寄附があった。

【内容】

○健康づくり事業に使用する備品及び消耗品の購入

- | | |
|-------------------|------|
| ・減塩指導用フードモデル | 1セット |
| ・動脈硬化血管イメージモデル | 1セット |
| ・体脂肪サンプル | 1個 |
| ・保健指導用アルミフレームポスター | 2枚 |

○母子保健事業に使用する備品及び消耗品の購入

- | | |
|---------------|------|
| ・離乳食フードモデル | 1セット |
| ・乳児用ソフトマット | 2枚 |
| ・発達・知能検査用キット等 | 1式 |

【効果】

健康づくりでの相談や、母子保健での教室事業や発達相談に使用するものであり、市民の健康増進に寄与する。

【概略スケジュール】

令和8年11月 備品等購入

（次ページにつづく）

【要求額の積算内容】

＜歳出＞ 7 2 8 千円

4 款 1 項 2 目 健康づくり推進費	消耗品費	8 7 千円
	備品購入費	4 4 千円
4 款 1 項 3 目 母子健康づくり推進費	消耗品費	1 3 5 千円
	備品購入費	4 6 2 千円

＜歳入＞ 7 2 8 千円

1 8 款 1 項 4 目 保健衛生費寄附金		
内訳	明治安田生命保険相互会社	5 7 8 千円
	丁亥犬山午未会	1 5 0 千円

《一般会計》

○ こすもす園への寄附による児童用備品購入事業（こすもす園管理）

補正予算要求額 100千円

【補正理由】

令和8年8月に、犬山市心身障害児通園施設「こすもす園」の子ども達のために役立てて欲しいと100,000円の寄附があったことから、寄附者の意向を受けて、園の遊具として「幼児向け運動器具」を購入することとし、補正予算を計上する。

【内容】

平衡感覚を遊びの中で身に付けることができるバランス平均台1式を購入する。

【効果】

寄附者の意向に沿って寄附金を活用することで、こすもす園に通う子どもたちの遊びが充実し、発達支援につながる。

【概略スケジュール】

令和8年11月 備品購入

【要求額の積算内容】

<歳出>

3款2項4目 備品購入費 100千円

<歳入>

18款1項3目 児童福祉費寄附金 100千円

《木曽川うかい事業費特別会計》

○ 2級船舶免許取得等負担金（一般管理）

補正予算要求額 238千円

【補正理由】

今年度7月より任用の鵜匠2名について、鵜舟の操船等に必要な2級船舶免許取得及び玉掛け技能講習受講のための負担金を補正する。

【内容】

- ・鵜飼を実施するにあたり、鵜舟等の操船に必要な2級船舶免許取得
- ・鵜舟の陸と河川内への上げ下ろし時のクレーンフック作業に必要な玉掛け技能講習の受講

【効果】

鵜飼を実施するにあたり、鵜匠は準備、片付けの段取りを含め、鵜匠による鵜舟の操船は必須である。来シーズン以降の鵜匠デビュー前に取得することで、デビューに向けてスムーズに移行ができる。

また、木曽川が増水した際には、鵜舟の陸への引き上げ、その後河川が安定した際には、舟下ろしが必要となり、玉掛け技能の資格者を配置する事でスムーズな舟の上げ下げ対応が可能となる。

【概略スケジュール】

鵜飼オフシーズンとなる11月以降に受講予定。

【要求額の積算内容】

＜歳出＞

1款1項1目	2級船舶免許取得負担金	170千円
	玉掛け技能講習会負担金	68千円

＜歳入＞

1款1項1目	一般会計繰入金	238千円
--------	---------	-------